

千葉県と関わりのある事業者の皆様へ

～県職員の倫理保持等に御協力ください～

千葉県職員倫理条例・千葉県職員倫理規則では、**県職員が「利害関係者に該当する事業者」**との間で以下の行為を行うことが**禁止**されています。

県職員は今後も襟を正してまいります。事業者の皆様におかれましても、県職員の倫理保持に御理解と御協力をお願いいたします。

利害関係者

☐ 許認可等の相手方

☐ 補助金等の交付の対象者

☐ 検査等を受ける者

☐ 不利益処分の名宛人

☐ 行政指導を受けている者

☐ 事業の発達、改善及び調整の事務の相手方

☐ 契約の相手方

☐ 入札参加資格を有する者

禁止行為

☒ 金銭、物品等の贈与を受けること

※せん別・祝儀・香典・供花の贈与を受けることも原則禁止されています。

☒ 金銭の貸付を受けること

※金融機関から一般の顧客として貸付けを受ける場合は許容されています。

☒ 無償で物品等の貸付・サービスの提供を受けること

※タクシーやハイヤーで送迎してもらうこと、事業者の社用車であっても県職員だけ特別に送迎をしてもらうことは禁止されています。

☒ 未公開株式を譲り受けること

☒ 供応接待を受けること

→県職員と利害関係者が割り勘で飲食をすることは禁止されていません

☒ 遊技、ゴルフ、旅行をすること

※県職員が自己の費用を負担する場合であっても禁止されています。

※禁止行為の例外が認められる場合もあります

県職員と飲食を共にする場合の注意点

県職員が民間の方などとの間で、職務遂行上必要な情報収集や意見交換等を行う際に飲食を伴うこともあることから、**自己の費用を適切に負担して利害関係者と共に飲食をすることは禁止されていません。**

ただし、県職員の負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担した場合（割り勘割れの場合）は、利害関係者から差額分の「供応接待」を受けたことになってしまうため、県職員が領収書やレシートで会食の総額を確認させていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

また、職員倫理規則の改正により、令和7年4月以降、職員が利害関係者と飲食を共にする場合には、**金額にかかわらず**、事前の届出が必要となります。

飲食の場所やおよその金額について、県職員から事前に確認させていただく場合がありますので、こちらについても御協力をお願いいたします。

～働きかけを記録する制度について～

職員が県の事務又は事業に関し、**外部の者から不当な働きかけを受けた場合に、これを記録し報告する制度**を令和7年3月1日から運用しています。

不当な働きかけとは

職員に対し、職務上不正な行為をするように要求や依頼をすること
（相当の行為をしないように要求や依頼をすることを含む）をいいます。

（不当な働きかけの例）

- ・ 公開前の入札参加者の情報等、秘密とされている情報（それを推測する手掛かりとなる情報を含む。）を教示するよう要求する行為
- ・ 法令等に定められた要件や基準を満たしていないと認識しているにもかかわらず、許認可や補助金等の交付をするよう求める行為

次のような場合も「不当な働きかけ」に当たります。

- 要求や依頼に対応するためには職員の職務上の不正な行為を伴うものとなる場合
- それまでの状況や経過等から、職員に職務上の不正な行為を要求又は依頼しているものと解される場合

県の対応（不当な働きかけに該当する要求又は依頼を受けたとき）

要求又は依頼の内容は記録を行い、**不当な働きかけと認められた場合は、働きかけを行った企業等に対し必要な措置をとる**ことがあります。

また、不当な働きかけの概要は県ホームページにおいて公表します。

問合せ先

「県職員との間でどのような行為が禁止されるか」「どのような行為が不当な働きかけに当たるか」などについては総務部総務課リスクマネジメント推進室にお問い合わせください。

☎ 043-223-4455